「毎月勤労統計調査規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

令和３年５月18日
政策統括官付参事官付
雇用・賃金福祉統計室

毎月勤労統計調査規則の一部を改正する省令案について、令和３年３月 26 日から同年４月 24 日まで御意見を募集したところ、計２件の御意見をいただき、うち１件は本件に関する御意見、残り１件は本件とは関係のない御意見でした。

お寄せいただきました御意見とそれに対する当省の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

御意見をお寄せいただきました皆様のご協力に厚く御礼申し上げます。

御意見の趣旨	御意見に対する考え方
「毎月勤労統計調査」の「オンラインによる報告」における法人のマイナンバーの活用についてご意見を頂きました。 ・今回の改正案において、法人のマイナンバーの利用について、言及がないのはなぜか。 ・現状、法人のマイナンバーが活用されていないのはなぜか。 ・法人のマイナンバーを活用することは、より利便性が高まる可能性もあると思うが、どのように考えるか。 ・情報セキュリティの観点から、マイナンバーを利用した「オンラインによる報告」とそれ以外の方法による報告では、どちらが安全と考えるか。 ・法人のマイナンバーを活用することは、他の多数の国等の統計調査とも併用すること等によって、行政府、事業所等にかかる、調査に要する費用、時間、負担等がより低減すること等のメリットがあると思うが、どのように考えるか。 ・法人のマイナンバーを活用した「オンラインによる報告」等による、行政府、事業所等にとって、より効率的な総合的な統計調査は、国全体として、計画、推進されているのか。	今回の改正は、本調査におけるオンライン報告に当たっての事前の届出を不要等にするものです。 法人番号については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和２年６月２日閣議決定）において、「事業所・企業や各種法人等に係る統計調査を実施するに当たり、引き続き法人番号の把握に努め」ることとされており、本調査においても法人番号の把握について検討しているところです。